

一般社団法人 ニューロダイバーシティ協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ニューロダイバーシティ協会と称する。

(事務所)

第2条

1. 当法人は、主たる事務所を東京都府中市に置く。
2. 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を他の場所に設置することができる。

(目的)

第3条

当法人は、多様な特性の個人や組織と協力し、個人の尊厳と幸福、そして自己実現の機会が「周りと違う」ということによって制限されないような「生きづらさのない社会」をつくっていくことを目指す。そのためには、一人ひとりの発達特性の多様性（ニューロダイバーシティ）を前提に考慮して社会を構築していく必要があり、同時にそれは創造的で存続可能な社会の要だと考える。当法人は、このようなニューロダイバーシティのパラダイムを機能させることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. ニューロダイバージェント（発達障害）当事者の生活の質を向上させるニューロダイバーシティ・パラダイム実践に関するパターン・ランゲージの制作および活用の推進
2. 他組織との連携等による、職場・教育機関等におけるニューロダイバーシティを考慮した施策の支援
3. ニューロダイバーシティに関する情報発信を行うメディアの運営
4. ニューロダイバージェントの生活の質を向上させるためのAI技術の促進

5. ニューロダイバーシティに関する質の高い対話と議論を促進するためのオンラインコミュニティ、及び自助会の運営
6. ニューロダイバーシティ等に関する当事者知の体系化を目指す Wiki の運営
7. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
2. 一般会員 当法人が行うサービスの提供・利用を主とする個人又は団体
3. 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人または団体
4. 名誉会員 当法人に功労のあった者または学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みを行い、代表理事の承認を得るものとする。

(任意退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき

2. 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 総正会員の同意があったとき
2. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条

1. 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
2. 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第11条 当法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第12条

1. 社員総会は、正会員をもって構成する。
2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(開催)

第13条

1. 通常社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条

1. 社員総会は、会長が招集する。ただし、全正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
2. 総正会員の議決権の4分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

(決議)

第17条

1. 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が対面またはオンラインで出席し、判断の前提となる情報の共有と対話を行った上で、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
2. 社員は、発達特性によって、特定の社員が、社員総会への参加の自由に支障が生じないように熟慮する。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条

1. 理事が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員が書面又は電磁的記録により意思表示を行い、意思表示を行った正会員の過半数が同意したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
2. 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合、正会員の4分の1以上がその事項を社員総会に報告することを要する旨を書面又は電磁的記録により7日以内に意思表示しない限り、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会規則)

第20条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員

(種別)

第21条 当法人には次の役員を置く。

1. 理事 3名以上。
2. 代表理事 理事のうち1名。

(選任)

第22条

1. 理事、監事及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 代表理事は、理事の互選によって定める。
3. 代表理事をもって会長とする。また、副会長を設置することができる。

(任期)

第23条

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務権限)

第24条

1. 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
2. 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副会長は、会長を補佐する。

(監事の職務権限)

第25条

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第26条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第27条

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第 28 条 当法人の資産は、次のとおりとする。

1. 寄付金品
2. 事業に伴う収入
3. 資産から生ずる収入
4. その他の収入

(事業年度)

第 29 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 30 条 当法人の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に会長又は会長の委任を受けた者が作成し、社員総会の承認を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 31 条 当法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 32 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附則

(定款の変更)

第 33 条 この定款の変更は、社員総会の決議によって行う。

(法令の準拠)

第 34 条 この定款に定めのない事項は、全て一般社団法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第 35 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 36 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 【設立時理事の名称】
設立時代表理事 市田悠貴

(設立時社員の氏名及び住所)

第 37 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

【設立時社員の住所と名称】

以上、一般社団法人ニューロダイバーシティ協会の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

2024 年 8 月 13 日

【設立時社員の名称】